

第 793 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 8 年 6 月 29 日 (月) 13 時 55 分から 14 時 30 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 8 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について (資料 1)
- (2) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 2)
- (3) 小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 3)
- (4) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 4)

2 その他

- (1) 令和 8 年 9 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 愛知海区漁業調整委員会指示

(参考資料 1)

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、大竹 清司、小澤 紳一郎、小山 雄輔、
長塚 博久、福本 憲治、山田 正行、吉田 一博
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 平島 慶子
- ・ 事務局 小川事務局長、広瀬事務局長代理、河野主事、石川主事
- ・ 県水産課 石黒技幹、加藤 GL、照井専門研究員、芳山主任技師、
加藤(大)技師、村岡技師

議 事

広瀬事務局長代理

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は、15名中13名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただいまから第793回の委員会を開会します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が4件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員

鵜飼委員、大竹委員よろしいでしょうか。

議 長

了 承

それでは鵜飼委員、大竹委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山主任技師

【資料1に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

現行水準ということですがこの件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段意見がないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定します。

続いて、諮問事項(2)「くろまぐろに関する令和8管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山主任技師

【資料2に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

なかなか複雑ですけども、この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

玉置委員

すみません。少し分かりにくくて。

	4 ページの表の 1 と 3 を見ると、令和 7 管理年度は神奈川では当初割当てをオーバーしたと、そういうことになるのですか。
水) 芳山主任技師	はい。基本的に当初割当ては超えているのですが、ちょうど昨年と同じ時期に追加配分がございまして、追加配分を含めた漁獲可能量の範囲では収まっております。
玉置委員	ただ今回、繰越を認める数量の基準はあくまで当初配分量を基準に定めておりますので、今回こういった書き方をしております。
議 長	分かりました。 他にないでしょうか。 少し確認なのですが、3 ページ目の表の下のところは変更前と変更後は同じですけど、これはいいのですか。
水) 芳山主任技師	農林水産大臣からの通知に関する表の見方ということでしょうか。
議 長	上と下はどう違うのですか。
水) 芳山主任技師	今回の漁獲可能量の変更は 2 種類ございまして一つ目が追加配分、もう一つが漁期の当初に小型魚の枠を一部大型魚に振り替えるという不等量交換という制度に基づく変更、これらの二種類がございます。 上の表は追加配分による漁獲可能量の変更、下の表は不等量交換による漁獲可能量の変更についての通知でございます。 今回、追加配分については基本的に各県すべてに割当てられるのですが、不等量交換については希望した県に対して変更となるものでございます。本県について不等量交換は要望しませんでしたので、不等量交換による変更はなしということで、変更前と後で同じ数量が記載されております。
議 長	分かりました。 他に御意見、御質問ございますでしょうか。
青木勇委員	これでいくと、7 月から 9 月の定置漁業は 0 ということでですね。
水) 芳山主任技師	そうですね。7 月から 9 月の小型魚の定置漁業の枠は 0 トンということで、現在発動中の採捕停止命令は 9 月 30 日まで延長することになっております。
議 長	よろしいでしょうか。 特段意見がなければ、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思います。いかがでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それでは、そのように決定いたします。 続いて、諮問事項（3）「小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。 資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 村岡技師 議 長	【資料 3 に基づき説明】 ありがとうございました。 この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段意見がないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同 議 長	了 承 それでは、そのように決定いたします。 続いて、諮問事項（４）「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。 資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。
水) 加藤大棋技師 議 長	【資料 4 に基づき説明】 ありがとうございました。 この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段意見がないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同 議 長	了 承 それでは、そのように決定いたします。 以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。
福本委員	くだらない質問なのですが、全部、異議のない旨で知事という話ではないですか。これ、異議があるけどという話はどうなるのですか。
議 長	それはまず意見を言わないとだめですね。
福本委員	まぐろに対して言っても、ことを通さないと話にならないので。
議 長	異議はあるけども、言ってもしかたがないから黙っている。
福本委員	知事は異議なしということでもらうわけではないですか。それと異議があるということでもらうのは違うと思うのですけど。
議 長	そうですね。それは委員会としてどういうふうに取り扱えばいいのでしょうか。
小川事務局長	通常、一般論でいうと知事は委員会の意見を聞いたうえで判断すると書いてあるので、例えば異議があったり反対があっても、それを受けて知事が判断するのはまた別の話になります。なので、言う必要があることは付けていただいて構わないと思います。 ただし、それを受けて知事がどういう判断をするのかというのは別なので反

	対だから反対しなければいけない、やってはいけないとかそういうことではございません。必要があれば意見は付していただいてよろしいかと思います。けれどもそこはよく中で御議論いただきたいと思います。
福本委員	言っていることは分かります。ただ、いろんなことを言って異議があるのに、通らないで異議なしで行くわけじゃないですか。
小川事務局長	それは委員会の中の話ですか。
福本委員	はい。中でどんな話をしようが最終的に異議なしで行くのとは。
小川事務局長	異議を付けていただいてもそれは委員会の判断なので、それが必要であれば委員会として判断していただければ、うちはそれを止めるわけにはいかないのですから。そこは委員会としての判断になると思います。どっちがよいとか悪いとかではないです。ただし、それを受けて知事が判断するかは別の話です。
福本委員	それは分かりますけど。例えばまぐろの決め事に関して、理解できないと付けてもらってもいいわけですか。
小川事務局長	付けてもらっても結構です。ただし、委員会は合議制なのでそれを委員会としての回答にするかどうかはまた一つ議論があると思います。
議 長	要は一人だけ反対だけでも、その他の方が、「いや、それはいいんだ」というふうになれば。多数決ということはないでしょうけど。合議制なので話し合いはしていただくことになります。全員反対だったら反対なのでしょうけど。
小川事務局長	そうすると、もし異議があるという場合には、委員会全体でこういう異議があると認めた場合しか認められないのか、あるいは個々に、例えばAさんがこういう異議があると言って、Bさんがこういう意見があったと。いろいろな意見があったけどもという言い方でもいいのか。どっちなのでしょう。
議 長	委員会としての判断になると私は思います。
小川事務局長	一応、全員が合議しないとイケない。
議 長	個別にこういう意見があったと付けていただいても、それは委員会としてそれが回答であれば止めることにはならないので。ほぼ全員賛成だが1名反対だったというのをわざわざ付けたいなら委員会として判断していただきたい。
小川事務局長	確かにおっしゃるように異議なしということになると、みんなが納得して全く文句ありませんというふうに知事は受け取るかもしれないですね。ですからそれは、こういう意見もあったと入れた方がいいかなと私は思いますけど。
小川事務局長	もうひとつは、委員会という形で議事のプロセスが公開で行われて、しかもそれが公表されるということもありますので、確かに答申としては賛成だった反対だったとはなりますが、その間のプロセスがすべて記録に残って公開されていますので、そこを踏まえたうえでの結果というふうに知事も捉えています。なので、特段答申に書いていなくても中でいろんな意見が出たというのは

	踏まえた判断になりますので、別を書いていなくても秘密会議ではないですから、公表されているものというふうに捉えていただければと思います。
福本委員	見てないというわけじゃないですけど、知事はすべて見るのですか。議事録は目を通すのですか。
小川事務局長	出席していますし、判断していますので。見えていますよ。
福本委員	知事がですか。
小川事務局長	知事というより、我々は知事から委任を受けてやっていますから。事務は水産課の中でやっていますので。水産課が見てれば知事が見ていることになります。
福本委員	それなら余計に伝わらないということではないですか。
小川事務局長	知事に直訴をしたい、そういったことですか。
福本委員	いやいや、そうではなくて。みんな納得して異議なしと言っているのと、議論があって異議なしと言うのとでは違うわけじゃないですか。
小川事務局長	その議論については、知事の業務の委任を受けている水産課の中でもちゃんと踏まえたうえで話を聞いて判断していますから。別にここに線が引いてあって賛成だ反対だとゼロイチで受けているわけではない。我々は承知しています。
議 長	議事録はオープンになっているので、できるだけ反対意見がある場合には通る通らないは別にしておっしゃった方がいいのではないかと思いますけど。議事録には載りますから。
福本委員	それはそうです。
議 長	そもそもこの数字が違うとか、そういう意見も言った方がいいのではないですか。
小川事務局長	漁協の理事会なんかもそうですけど、反対の場合はきちんと反対と述べて反対だったというふうに書いてないと、本当に反対だったかどうかは後で判断されない。賛成扱いになってしまうので。そういう意味では委員会の中でいろんな意見を言うていただくというのが意思表示の一番正しいやり方だと思います。
議 長	いかがでしょうか。他の方もこれに関して意見があればどうぞ。 よろしいですか。
福本委員	よろしくないけどよろしいです。
議 長	この数字自体が納得いってない、元々の数字に納得いってないという話だと思うのですが、それも含めて言っていただいた方が。議事録に意見として記録に残るので。
鵜飼委員	要はやり取りの中で理解ができないのですよね。正直言って数字並べられて。だからその工夫を、もう少しされたらどうかと思います。いつも同じで

すよね。そこが分からないのではないですかね。私もよく分からない。はっきり言って、追加されて、最終的にどれくらい増えたのかとか。やはり簡便な部分を示していただかないと。法律だから、決められた言葉で示されていると思うのですけど。やはり、まぐろがこれだけ問題になっているので、今回これだけ増えましたよと。増えたというのは、数字を並べられただけではよく分からないので。実際にどうして今回増えたのかとか、そういうバックグラウンドの話もしていただかないと、というような気もするのですが。

今までのやり取りは、あまりお互いに進歩がない。常に言われていることに対して、ルールだからというふうに一方的に言われてしまっている。今までも言っているように、神奈川県独自の。例えば、青森県と比べて、青森はたくさん増えてうちは少ないとか、そういう議論が出ているのでもう少しそこを工夫ができないのかなと思います。これ毎回定期的にやっているのです。

前もお話したように、現場にしっかり入って現場に説明してあげないと分からないのではないかなという気がするのですが、その辺いかがですか。現場での手応えはどのようなのですか。定置に行って話をして。委員会ではこうやって話をしているけど、現場ではしていないのですか。

水) 芳山主任技師

漁獲可能量の変更などについてどの程度現場で周知されているかという御質問でよろしいでしょうか。

その件についてなのですが、過去に定置漁業者の集まる機会や漁協の職員の方が集まる機会などで、くろまぐろの資源管理の制度について説明する機会を何度か設けております。実際に浜の話を聞いてみても、だいたい毎年最初の枠というのが、4月に決まって6月くらいに一回増えるタイミングがあるというのは、だいたいみなさん御存じというふうに承知しております。毎回、漁獲可能量の変更があるたびに、各漁協へは周知をしていて、だいたい毎年今の時期に追加配分があつて漁獲枠が変わる。そのあとまたいつもの追加配分での漁獲枠の変更がある、というようなことはくろまぐろの資源管理が始まってもう10年近く経っている中で、そういった知識は浸透しているものというふうに認識しております。

鵜飼委員
議 長

一応、水産課としては理解していると。

よろしいでしょうか。

他に御意見ございますでしょうか。

お願いします。

鵜飼委員

少し戻ってしまって申し訳ないのですが、小型定置網の資料の中で、できれば小型の定置網なので水深と海図をしっかりと示す。前も少し話させていただいたのですけど、この何回もコピーされたような資料だと分からないのです。文

字も崩れてしまったりして。もう少ししっかりした海図に落とした図面を我々に示していただきたいと思うのですけど。

要は大型定置と小型定置は違いますよね。どこの場所にどういう網でどういうふうに入っているのか。もちろん参考なのですが。それは定置網として重要な要素なので。水深だって分からないですよ、これ書いてないの。

という、できればの話ですけど、今後そういう資料作りをぜひお願いしたいなど。いかがでしょうか。

水) 加藤 GL

小型定置の諮問は今後もありますので、その時には水深等が分かるような海図を利用して、このような位置図を作成したものを示したいと思います。

鵜飼委員

よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

他に御意見等ございますでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。次回は7月30日木曜日14時から開催の予定となっています。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。